公職の種類又は指定団体の名称若しくは主たる事務所の所在地が変わったときに届け出ます。

資金管理団体の代表者は公職にある者本人でなければならないため、異動があった場合にはこの様式ではなく、代表者の氏名の異動届と資金管理団体でなくなった旨の届を併せて行ってください。

資金管理団体届出事項の異動届

令和 ○ 年 3 月 1 日

香川県選挙管理委員会 殿

氏名 讃岐 太郎



住 所 香川県丸亀市〇町4-8-6

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記の とおり届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称 讃岐会
- 2 異動事項 公職の種類
- 3 内 容
 - (1) 新 香川県知事(候補者等)
 - (2) □ 香川県議会議員□□市選挙区(候補者等)
- 4 異動年月日 令和○年3月1日

資金管理団体の名称又は主たる事務所の所在地の異動のときは、政治団体の届出事項等の異動届に記入した異動年月日と同じ日付となります。

宣誓 書

私は、上記の記載が、真実であることを誓います。

令和 ○ 年 3 月 1 日

氏名 讃岐 太郎



(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りでない。